

いしのまき

災害臨時号 第6号
平成23年6月1日発行



▲三味線奏者 浅野 祥さんと和太鼓集団「族(やから)」の皆さん

壮大な音色に気持ち明るく

5月7日(土)、石巻駅前にぎわい交流広場で「がんばろう！石巻 市民ひろば」(主催いしのまきNPOセンター)が開催され、津軽三味線&和太鼓の壮大な音色が響きわたり、会場を訪れた方の気持ちを明るくしていました。



◆◆◆主な内容◆◆◆

- 思い出の品物展示、引き渡し P2
- 応急仮設住宅 P3
- 建物解体とガレキ撤去 P4
- 子ども手当 P5
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度 P6
- 健康コーナー P7
- 各種相談 P8

東日本大震災被災状況(5月21日現在)

死者	3,016人	行方不明	2,770人
避難者数	7,615人	避難所数	101カ所

参考(平成23年2月末現在)
人口162,822人 世帯 60,928世帯

思い出の品物(津波による流失物)展示・引き渡し

津波によって流失した大切なアルバム等の「思い出の品物」の展示を、各種団体の方の協力により行っています。

地区	本庁(旧石巻市)	河北	雄勝	北上	牡鹿
ところ	旧石巻市庁舎 (旧議会棟)	福地体育研修センター	雄勝総合支所仮庁舎 (雄心苑前車庫)	にっこりサンパーク	牡鹿公民館
期間	5月23日(月)～ 当分の間	当分の間	5月16日(月)～ 当分の間	当分の間	5月23日(月)～ 当分の間
時間	午前10時 ～午後3時	午前9時 ～午後4時	午前9時 ～午後4時	午前10時 ～午後3時	午前10時 ～午後4時
展示物	写真・アルバム、位牌など ※金庫・現金・通帳等は、遺失物として警察署での扱いとなっています。				

◇品物は、膨大な量になっており、一度にすべての品物を展示することができません。整理等を行った後に、その都度展示していくことになります。

◇展示物に、心当たりのある品物がありましたら、スタッフに申し出てください。ご本人、ご家族の品物と確認できた場合、引き渡しを行っています。

思い出の品物を洗浄して展示しています

ガレキ等から発見された思い出の品物を、各種団体の方などが心を込めて洗浄し、展示しています。

ただし、写真の状態等で洗浄しないで展示する場合があります。

☎ 防災対策課(内線4153)

全国の市町村で受付開始 全国避難者情報システム

全国避難者情報システム 避難元市区町村および避難元都道府県は、その区域外に避難した方々へのさまざまな通知や情報提供を行うため、区域外避難者の所在地等を把握する必要があります。

そのため、総務省で「全国避難者情報システム」の運用を開始しました。

市外から石巻市内に避難している皆さまへ

石巻市では、市内に避難された市外の方からの情報提供の受け付けを行っています。「避難先等に関する情報提供書面」に記入の上、市役所2階市民課へ提出してください。

提出の際には、本人確認が必要となりますので、運転免許証や保険証を持参してください。

市外に避難されている石巻市民の皆さまへ

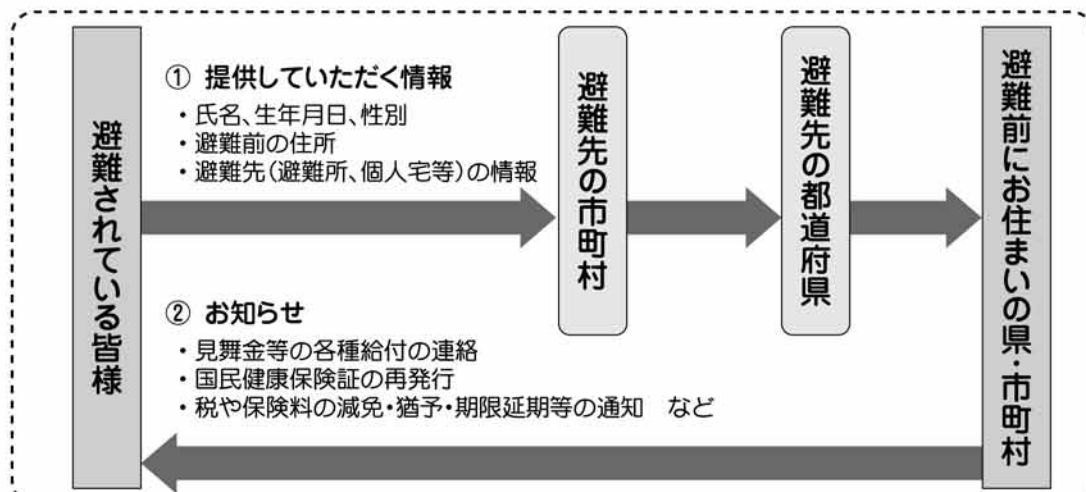
市外に避難された石巻市民の皆さまには、現在避難されている市区町村役場の窓口へ「避難先等に関する情報提供書面」での情報提供をお願いします。

詳細については避難先の市区町村役場へお問い合わせください。

※様式(用紙)は、避難先の市区町村役場の窓口に備えているほか、市ホームページに掲載しています。

☎ 市民課(内線2313)

【全国避難者通報システム】



応急仮設住宅の申し込み・建設計画

現在の着工予定戸数・申込受付期間は、下記のとおりです。なお、設計上、戸数に若干の変更がありますことをご了承願います。

地区	建設地	入居可能世帯数				完成予定	抽選予定日	申込受付期間	抽選対象地区
		合計	1人用	2～3人用	4人以上用				
河北	石巻北高校飯野川校第2グラウンド	20	11	0	9	6月上旬	6月5日	申込受付・地区変更 5月23日付け受付分まで	河北地区
本	※南境地区公園	54	6	36	12		6月3日		旧市内西部 旧市内東部
	※大橋中央公園	23	3	15	5		6月5日		
	トゥモロービジネスタウン	122	28	72	22		6月5日		
庁	県営日和が丘住宅跡地	11	2	7	2		6月8日		旧市内西部 旧市内東部
	※宮城水産高校第2グラウンド	90	9	63	18				
牡鹿	牡鹿中学校駐車場	23	6	12	5		6月5日		牡鹿地区
本	泉町教職員住宅跡地	10	2	6	2	6月下旬	6月15日	申込受付・地区変更 6月5日付け受付分まで	旧市内西部 旧市内東部 旧市内西部 旧市内東部
	高等技術専門学校グラウンド	14	2	8	4				
	蛇田西部1号公園	32	6	21	5				
	蛇田西部2号公園	41	8	26	7				
	一番谷地地区	35	7	22	6				
	渡波北部1号公園	11	2	7	2				
	渡波北部3号公園	12	3	7	2				
庁	水押野球場	44	15	14	15				
河北	三反走地区	90	18	54	18	6月15日	6月20日	河北地区	
	追波川河川運動公園川前グラウンド	91	18	53	20				
雄勝	雄勝森林公園	32	6	19	7	6月15日	雄勝地区		
牡鹿	清崎山地区	16	4	8	4	6月15日	牡鹿地区		

※印の建設地は、全て2DKタイプとなることから、4人以上の方に対しては2戸を提供します。ただし、家電等は、1セットのみの提供となりますので、ご了承ください。

今後の建設予定 今後、県から応急仮設住宅の建設計画が示され次第、随時お知らせします。

海門寺テニスコート(13戸)、押切沼運動公園(100戸)、柏木ふれあいセンター(25戸)、大須小学校グラウンド(30戸)、旧立浜小学校跡地(18戸)、旧大原中学校跡地(40戸)、旧牡鹿保健センター(10戸)、桃生・河北道路用地(35戸)、あけぼの北公園(17戸)、あけぼの南公園(11戸)、祝田保育所跡地(10戸)、袋谷地東公園(60戸)、水押住宅児童遊園(14戸)、水押公園(7戸)、旧真野小学校跡地(36戸)、稲井テニスコート(50戸)、名振コミュニティーセンター(10戸)

◆旧市内抽選対象地区 【東部地区】湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区 【西部地区】「東部地区」以外の地区

◎新規申込受付および抽選について

受付場所 市役所5階建築課(福祉総務課から変更になりました)、各総合支所、各支所、各指定避難所

受付時間 午前8時30分～午後5時

抽選方法 公開抽選 【本庁分】市役所5階「市民サロン」午前10時30分～ 【総合支所分】各総合支所 午前10時30分～

注意事項

- ・従前地区(震災前の住所地)以外での抽選を希望する方は、備考欄に希望地区を記入してください。※場所ではありません。
- ・既に、先の入居申請を提出されている方は、提出する必要はありません。ただし、先に提出されている申込内容(連絡先、世帯人数、被災程度等)が異なっている方は、建築課までご連絡願います。

◎抽選対象地区の変更について

抽選対象地区(震災前の住所地)以外での抽選を希望する方は『応急仮設住宅 地区変更届出書』(市役所5階建築課、各総合支所、指定避難所にあります。)を提出していただくか、市役所5階建築課または各総合支所までご連絡ください。なお、変更は1回までとし、変更後は従前地区での抽選対象からは除外されることをご了承ください。

◎その他

抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。

『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、上記抽選での応急仮設住宅へは入居できません。

☎ 建築課(内線5668)

お詫びと訂正 前号6ページの応急仮設住宅の記事で、次の誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

4次追加受付分の抽選対象地区 トゥモロービジネスタウン (誤)旧市内西部 → (正)旧市内西部・旧市内東部
県営日和が丘住宅跡地 (誤)旧市内東部 → (正)旧市内西部

震災に伴う倒壊家屋・事業所等の処理

倒壊家屋等の撤去については、4月14日(木)から「全壊」の「り災証明」を交付された家屋について申請を受け付けしていますが、5月23日(月)から「大規模半壊」の「り災証明」を交付された家屋についても申請受付を開始しています。

なお、被害を受けた事業所等や納屋・物置等の解体については、申請に基づき市が後日調査し、必要と認められたものが対象となります。

対象者 ・り災証明(全壊・大規模半壊に限る)、被災証明を受領された方
・中小企業事業者(中小企業法第2条に規定する中小企業者の範囲)

受付時間 午前9時～午後4時30分 **受付場所** 市役所3階環境課・各総合支所

申請に必要なもの (1)印鑑(認印で可) (2)り災証明(全壊、大規模半壊)・被災証明
(3)本人確認資料(自動車運転免許証等) (4)本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状
(5)被災写真(2～3枚程度) ※印鑑、確認資料、写真等が無い場合は、その旨申し出願います。
※漂着したガレキのみの撤去の場合は、(1)印鑑と(5)被災写真が必要です。

解体等の経費 全額市が負担する

※倒壊家屋・事業所解体等とは・・・市が解体を必要と認めた家屋・事業所等で解体、漂着ガレキ等の撤去、収集運搬までの処理

☎ 災害廃棄物対策課 (内線3373・3374)

建物の解体とガレキの撤去

早期復興に向けた事業所等

東日本大震災に伴い、災害を受けた事業所等で早期復興による営業再開等を希望する場合は、以下により申請を行い、市が調査の上必要と認めた建物の解体およびガレキを撤去することとし、その経費は全額石巻市が負担することとなります。

※ただし、中小企業基本法第2条に規定された中小企業者が対象となり、市が被害の程度を調査し、解体が必要と認められたものに限り、大企業の建物解体は対象となりません。

事業所等解体・ガレキ撤去が必要な場合は、当該事業所等の所有者が施工業者を選定の上、申請してください。

受付時間 午前9時～午後4時30分 **受付場所** 市役所3階環境課・各総合支所

申請に必要なもの 「申請書」、「被災証明」、「現況(被災状況がわかる)写真」、「参考見積書」

震災に伴い二次災害等の発生が予想される家屋等

震災に伴い、災害を受けた家屋等で二次災害等の発生が予想される危険な状態にある家屋等は、以下により申請を行い、市が調査の上必要と認めた家屋の解体およびガレキを撤去することとし、その経費は全額石巻市が負担することとなります。

申請対象世帯 り災証明で全壊または、大規模半壊と判定された世帯

申請方法 当該家屋等の所有者が施工業者を選定の上、申請してください。

受付時間 午前9時～午後4時30分 **受付場所** 市役所3階環境課・各総合支所

申請に必要なもの 「申請書」、「り災証明(全壊・大規模半壊)」、「現況(被災状況がわかる)写真」、「参考見積書」

共通事項

◇施工できる業者 原則として平成23年3月11日現在、石巻市内に本社および営業所が存在する業者

◇実施にあたっては、三者契約(石巻市・申込者・施工業者)とします。

◇解体・撤去完了後、「日報」、「着手前・施工中・完成後の写真」、「請求書」を提出してください。

◇石巻市が負担する経費は、工事に要した経費としますが、施工業者が算出した施工経費と石巻市が別途定める算出方法に基づき算出した上限額と比較して低い方の金額を請求の日からおおむね2週間程度で施工業者に支払うこととします。

※すでに施工した物件については、日付をさかのぼることにより適用しますので、お問い合わせ願います。

☎ 災害廃棄物対策課 (内線3373・3374)

子ども手当について

平成23年4月以降の子ども手当については、4月～9月までの6カ月間、これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。

支給金額 子ども1人につき月額13,000円

支給対象となる子ども 0歳～中学校卒業まで（0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで）

支給日(予定) 6月10日(金)【平成23年2月～5月分】 10月7日(金)【平成23年6月～9月分】

※現在、支給に向けて準備を進めていますが、受給者・対象児童の安否確認等により、支払時期が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

現在、本市において子ども手当を受給されている方については、子ども手当のつなぎ法案が可決されたことにより、9月までは現況届などの手続きの必要はありません。

ただし、出生などにより、養育する子どもの数に変更が生じた方や他の市町村から転入された方などは、各種手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

☎ 子育て支援課（内線2514）

平成23年度第2次石巻市奨学生募集

石巻市出身の優秀な学生で、東日本大震災による家計急変等により、修学困難となった方々に対し、継続して修学できるよう支援するため、第2次募集を行います。

応募資格 ・石巻市内に2年以上居住する方 ・学術優秀（評定平均3.5程度）、品行方正および身体健全であり、経済的理由により修学が困難な方 ・他制度の奨学生ではないまたは予定のない方

募集人員（合計77人） ・高校生（高等専門学校1年～3年生を含む） ・専修学校生（修学期間が2年以上の課程に限る） ・大学生（短大生、高等専門学校4年～5年生を含む）

貸与額および貸与時期 平成23年4月にさかのぼり、採用決定後1年分を9月に一括貸与します。

平成24年度以降は、4月、9月の年2回貸与（半年分）となります。

・高校生および高等課程の専修学校生 15,000円/月以内（年額180,000円以内）

・大学生および専門課程の専修学校生 35,000円/月以内（年額420,000円以内）

願書配布先 管内高等学校、市教育委員会学校教育課、各総合支所、各支所

提出先 市役所5階 学校教育課（郵送可） **募集期限** 7月22日(金) [必着]

☎・☎ 学校教育課（内線5024）

東北防衛局から住宅防音工事により設置した空気調和機器（エアコン等）

津波により冠水している場合には、そのまま使用すると感電や火災の恐れがありますので、専門業者の点検を受けてください。また、空気調和機器（エアコン等）、防音サッシ等を処分される場合は、手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

☎ 東北防衛局 防音対策課 ☎022-297-8216（内線3320・3321・3322）

平成24年度採用 石巻市職員募集

区分	職種	採用予定人員	受験資格	申込用紙（試験要項）の配布
石巻市	行政（事務）	10名程度	昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方	配布場所 石巻市総務部人事課・各総合支所・各支所 ※郵送を希望する場合は、封筒の表に「上級試験申込書請求」と希望試験職種を朱書き、あて先を明記した返信用封筒（A4サイズが入る大きさ・140円切手貼付）を必ず同封し、下記あて請求してください。 請求・問い合わせ先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市総務部人事課 ☎0225-95-1111（内線4063）
	保健師	1名程度	昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、保健師資格を有する方、または平成24年3月31日までに資格を取得する見込みの方	
	土木	2名程度	昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、職種に関係の深い科目を履修した方、または履修中の方	

※平成2年4月2日以降に生まれた方で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方、または平成24年3月までに卒業する見込みの方も受験できますが、年齢以外の受験資格については上記のとおりです。

試験日 平成23年7月24日(日) **要項配布** 平成23年6月1日(水)から配布します。

申込受付 平成23年6月1日(水)から6月24日(金)まで郵便に限り受け付けします。(当日消印有効)

詳細は試験要項をご覧ください。

震災で被災された国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ

病院受診時の窓口負担(一部負担金)について、6月末まで支払いが猶予されます。

3月11日に石巻市(災害救助法の適用地域 地震発生後、他市・他県に転出した場合を含む。)に住所を有している方で大震災による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当する場合は、病院受診の際に被保険者から申し立てをすることにより、一部負担金の支払いが6末日まで猶予されます。 ※猶予された一部負担金については、保険者で免除措置を行います。

(1)住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方 (2)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 (3)主たる生計維持者の行方が不明である方 (4)主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 (5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 (6)原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

◇7月からの病院受診時には、免除証明書が必要です。

上記(1)から(6)に該当する方については、6月中に免除証明書の交付手続きを行っていただき、7月以降の病院受診時には、被保険者証に添えて免除証明書を提示することにより、窓口での一部負担金や入院時の食事負担額が免除となります。

※3月11日以降、他市・他県に転出(住所異動)された方は、現在お住まいの自治体で手続きを行ってください。手続きに必要なもの

- ・被保険者証(免除対象者のもの)
- ・印鑑(免除対象者の認め印で可)
- ・免除対象となることが確認できる書類
- (1)の方:り災証明書など (2)の方:死亡診断書または、医師による証明書など
- (3)の方:行方不明者搜索願など (4)の方:廃業届など
- (5)の方:雇用保険受給資格者証など

※代理の方が手続きを行う場合には、身分証明証を必ずご持参ください。

免除の期間 一部負担金 平成23年3月11日～平成24年2月29日
入院時の食事負担額 平成23年3月11日～平成23年8月31日
※免除の期間は、該当事由により短縮される場合があります。

すでに支払った一部負担金等は還付手続きでお戻しします。・・・3月11日以降、免除証明書の交付手続きまでの間に一部負担金等を支払った場合には、還付手続きをお願いします。

- 手続きに必要なもの
- ・被保険者証(免除対象者のもの)
 - ・印鑑(免除対象者の認め印で可)
 - ・普通預金通帳または、キャッシュカード(国保:世帯主または同一世帯の方のもの、後期高齢:免除対象者のもの)
 - ※別世帯の方に振り込みする場合には、委任状や戸籍抄本などが必要となります。
 - ・領収証(紛失等により持参できない場合は、その旨申し出てください)
 - ・免除対象となることが確認できる書類
 - (1)の方:り災証明書など (2)の方:死亡診断書または、医師による証明書など
 - (3)の方:行方不明者搜索願など (4)の方:廃業届など
 - (5)の方:雇用保険受給資格者証など

※振り込みは、診療情報(診療報酬明細書)を確認してから行いますので、手続きを行ってから1カ月程度要することになりますので、ご了承ください。 ※代理の方が手続きを行う場合には、身分証明証を必ずご持参ください。

免除証明書交付・還付手続きは、6月1日からです。

受付期間 6月1日(水)～ ※平日のみ 受付時間 午前8時30分～午後5時

受付場所 市役所2階 保険年金課、河北総合支所、河南総合支所、桃生総合支所

※郵送での手続きを希望する場合は、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付(領収証以外はコピーで可)し、送付してください。 申請書類については、市役所ホームページからダウンロードできます。

☎・☎ 保険年金課 (内線2343・2345・2349)

感染症に注意しましょう！

～粉じん等が原因と見られる感染症が増加しています。
予防を心掛けましょう。～

●日ごろから気をつけること

- ・日ごろから十分な栄養と睡眠、ストレスをためないよう心身の健康に気をつけましょう。
- ・帰宅時のうがいと手洗いが予防の基本です。
- ・ウイルスは低温・乾燥で安定しています。適度な室温や湿度を保ちましょう。
- ・感染しない、させないためにマスクは有効です。
- ・「咳エチケット」を身につけましょう。

咳エチケット

- ・咳やくしゃみなどの症状があるときはマスクをつける。
- ・咳やくしゃみの際、ティッシュなどで口と鼻を覆い他人から顔をそらす。
- ・使ったティッシュは直ちにビニール袋に密封するか、ふた付きのごみ箱に捨てる。
・・・・・・・・などの行動のことで。

☎ 健康推進課（内線2413）・各総合支所保健福祉課

肺炎球菌予防接種のお知らせ

公費負担による肺炎球菌予防接種が受けられます。

対象 65歳以上の方で、昨年度、市が実施した肺炎球菌予防接種を受けていない方および健康保険等の適用がない方

実施医療機関 市指定の医療機関 自己負担金 4,000円

※以下の方は事前に申請すれば無料で受けられます。

○生活保護を受けている方

○被災した次に掲げる方

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした世帯に属する方
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である世帯に属する方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した世帯に属する方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない世帯に属する方
- ・原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難または立退き指示の対象地域ならびに原子力災害対策本部長の計画的避難区域および緊急時避難準備区域の対象となっている方

☎ 健康推進課（内線2415）・各総合支所保健福祉課

○マスクの正しい着用方法

- ①鼻、口、あごを覆う（特に鼻と口の両方を覆うことを心掛ける）
- ②可変式の鼻部分を鼻すじにフィットさせる
- ③ゴムひもで耳にしっかり固定する
- ④フィットするよう調節する

○マスクの正しい外し方

- ①片耳のゴムひもを持ち、顔から外す
- ②反対側のゴムひもを持ち、顔から外す（マスク表面に手で触れないように注意する）
- ③ビニール袋に入れて密閉し、ふた付きのごみ箱に廃棄する

※使用済みのマスクを廃棄した後は、手指にウイルスがついている可能性もありますので、すぐに手洗いや消毒用アルコールによる消毒を行きましょう

5月31日(火)～6月6日(月)
は「禁煙週間」です！



市では、平成20年4月1日から、全市公共施設内禁煙および市立学校の敷地内禁煙を実施しています。皆さまにも多数の方が利用する避難所や施設での受動喫煙防止にご協力をお願いします。

☎ 健康推進課（内線2421）

乳幼児健診再開のお知らせ

震災後、中止していました乳幼児健診を6月から再開します。

対象の方には、個別に通知します。なお、河南・桃生地区については、5月からすでに再開しています。

ところ 石巻市保健相談センター

日程

3～4か月児健康診査 受付時間 12:45～13:00

6月1日(水)、2日(木)、3日(金)、7日(火)、8日(水)、30日(木)、7月5日(火)、15日(金)、29日(金)

1歳よちよち相談 受付時間 9:30～9:45

6月14日(火)、17日(金)、21日(火)、27日(月)、28日(火)、7月13日(水)、20日(水)、28日(木)、8月4日(木)

1歳6か月児健康診査 受付時間 12:30～12:45

6月9日(木)、10日(金)、15日(水)、16日(木)、7月6日(水)、8日(金)、12日(火)、14日(木)、22日(金)

2歳児歯科健康診査 受付時間 12:30～12:45

6月14日(火)、17日(金)、21日(火)、28日(火)、7月1日(金)、13日(水)、20日(水)、28日(木)、8月4日(木)

3歳児健康診査 受付時間 12:30～12:45

6月22日(水)、23日(木)、24日(金)、29日(水)、7月7日(木)、21日(木)、26日(火)、27日(水)、8月2日(火)

☎ 健康推進課（内線2423）

DV等の電話相談窓口

【配偶者（パートナー）からの暴力に関する相談】

◆DV相談ナビ

☎0570-0-55210（24時間自動音声対応）

◆DV相談窓口（石巻市市民相談センター）

☎0225-23-6614

午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

【女性・男性の相談に関する窓口】

◆みやぎ男女共同参画相談室（宮城県）

☎022-211-2570

午前8時30分～午後4時45分（土日・祝日を除く）

男女問わず受付

◆男性相談員による男性相談電話（宮城県）

☎022-211-2557

毎月第4火曜日 午後5時～9時

【性犯罪に係る被害や捜査に関する相談】

◆宮城県警察本部 性犯罪相談電話

☎022-221-7198

午前9時～午後5時45分

（時間外、土日・祝日は留守番電話）

☎ 市民協働推進課（内線4236・4238）

弁護士無料法律相談

仙台弁護士会では、東日本大震災で被災された方の財産、住宅ローン、借家などについての無料の法律相談会を行っています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

とき 月～金曜日

午前10時～午後3時

ところ 市役所2階 相談室A・B

※予約制ではないため、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

☎ 市民相談センター ☎23-5040

秘書広報課（内線4023）

心理カウンセラー等によるこころの相談会

要予約

とき 6月3日(金) 午後1時～

ところ 桃生保健センター

担当 樋口 広思 先生

☎・☎ 桃生 保健福祉課 ☎76-2111

とき 6月10日(金) 午後1時30分～

ところ 河北総合支所

担当 大江 加寿子 先生

☎・☎ 河北 保健福祉課 ☎62-2117

とき 6月9日(木)・23日(木) 午後1時～

ところ 市役所2階相談室A

担当 今野 廣子 先生

☎・☎ 健康推進課（内線2421）

公共下水道事業および農業集落排水事業の受益者負担金(分担金)の新規賦課を1年間延期します

平成22年度末までに下水道工事が完了して下水道が使えるようになった区域は、今年度新たに賦課を予定していましたが、震災による市内全域の下水道施設や管路の被災状況を調査しているため、1年間延長して平成24年度に賦課します。

このため、対象となる受益者の皆さまへ6月に発送を予定していた下水道事業受益者申告書についても来年へ延期します。

☎ 下水道課(内線 5696・5694)

各総合支所地域振興課

事業主の皆さまへ

来春卒業予定の新規高卒者を対象とした求人受付が6月20日(月)から始まります。

地元就職を希望する高校生の採用をぜひご検討ください。

☎ ハローワーク石巻 学卒係 ☎95-0158

平成23年度 狂犬病予防集合注射

毎年春に実施していましたが狂犬病予防集合注射は、秋(10月ごろ)に実施する予定ですので、お知らせします。

なお、個別注射については、実施していますので、かかりつけの動物病院にお問い合わせください。

☎ 環境課（内線 3369）

震災関係の市民サービスに関するお問い合わせは

市災害情報ダイヤル ☎0225-95-1112

受付時間 午前8時30分～午後7時

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

編集/発行 石巻市企画部秘書広報課(内線 4025)

次回発行は6月15日の予定です。

印刷/(株)鈴木印刷所